

令和4年度第1回鎌ケ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

日 時：令和5年2月2日（木） 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所：第1・第2委員会室

出席者：徳田委員、川村委員、鈴木委員、宇野委員、山田委員、阿部委員、今村委員、
齋藤委員、青木部長、矢島課長、高瀬主幹、木村副主幹、吉川副主幹、渡邊主
査

欠席者：赤岩委員、野村委員、石川委員、石井委員

傍聴者：無

○矢島課長

本日はお忙しい中、令和4年度第1回鎌ケ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、保険年金課長の矢島と申します。よろしく願いいたします。まず初めに、委嘱後初の開催となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。お配りいたしました名簿順にお名前をお呼びいたしますが、本日、保険医代表の赤岩委員、野村委員及び石川委員、被保険者代表の石井委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。それでは本日いらっしゃっている方について順に、お呼びいたしますので自席にて自己紹介をお願いいたします。なお、発言される際には、机の上のマイクシステムの銀色のボタンを押していただき、終了の際にもボタンを押していただくようお願いいたします。初めに公益代表の徳田委員をお願いいたします。

○徳田委員

鎌ケ谷市社会福祉協議会会長の徳田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○川村委員

特別養護老人ホーム清山荘で室長をしております川村と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○鈴木委員

民生委員児童委員の方から出席させていただきます鈴木と申します。よろしくお願い致します。

○今村委員

民生委員児童委員協議会から参りました今村と申します。よろしくお願い致します。

○宇野委員

鎌ケ谷市医師会で眼科をやっております宇野と申します。よろしくお願い致します。

○山田委員

市内で農業を営んでいる山田です。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員

税理士の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○阿部委員

全国健康保険協会千葉支部で業務グループ長をやっております阿部と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○矢島課長

ありがとうございました。続きまして事務局職員を紹介させていただきます。

○青木部長

市民生活部長の青木です。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

保険年金課長の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

○高瀬主幹

保険年金課主幹の高瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○木村副主幹

保険年金課木村と申します。よろしくお願いいたします。

○吉川副主幹

保険年金課吉川です。よろしくお願いいたします。

○渡邊主査

保険年金課の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

以上で事務局職員の紹介を終わります。開催に先立ちまして市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

○青木部長

本日はお忙しい中、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より、国民健康保険事業の運営にあたりまして、格別のご指導ご協力を賜り心より感謝申し上げます。また、この度委員として長きにわたりご尽力いただいております、宇野委員及び齋藤委員に対しまして、千葉

県国民健康保険団体連合会より感謝状が届いております。重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き国民健康保険へのご協力をお願いいたします。令和4年度国民健康保険におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した市民の皆様の生活を守るための施策といたしまして、従来制度において、国民健康保険料の減免対象とならなかったケースにおいても、減免対象となるよう、減免制度を拡大して実施いたしました。本日議題は、国民健康保険条例の一部改正となっております。こちらの内容につきましては、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ、国民健康保険料の軽減判定基準所得の改正、出産育児一時金の引き上げ、児童福祉施設入所者の適用除外の4点となっております。この条例改正と併せまして、令和5年度国民健康保険特別会計予算案と、令和5年度国民健康保険事業計画案の3件を審議いただく予定となっております。委員の皆様には貴重なご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

○矢島課長

はい。ありがとうございました。先ほど部長からも申し上げましたとおり、宇野委員と齋藤委員に対しまして、その功績を称え千葉県国民健康保険団体連合会から感謝状及び記念品が授与されることになりました。それでは、千葉県国民健康保険団体連合会の代理として、市民生活部長から感謝状及び記念品を授与させていただきます。

○矢島課長

ではここで、部長は他の公務のため、恐れ入りますが退席をさせていただきます。

○矢島課長

なお、本日の会議は委員定数の2分の1以上の出席がございまして、鎌ヶ谷市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、会議が成立していることを申し添えます。それでは会議に先立ちまして、会長及び会長代行を選出させていただきます。鎌ヶ谷市国民健康保険条例施行規則に会長は会務を総理し協議会を代表する。また、協議会の議長は会長とすると規定されております。さらに、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長及び会長代行は、公益を代表する委員のうちから選出すると規定されております。会長及び会長代行の選出をお願いしたいと思っておりますが、どなたかご推薦があればお願いいたします。

○鈴木委員

はい。会長には徳田委員で、会長代行は川村委員がよろしいかと思っております。

○矢島課長

はい。ありがとうございます。ただいま、会長は徳田委員で、会長代行は、川村委員との推薦がございましたが、ほかにはございませんでしょうか。

○矢島課長

はい。では、異議なしということによろしいでしょうか。

○矢島課長

それでは、徳田委員に会長を、川村委員に会長代行をお願いすることと決しました。恐れ入りますが徳田会長、会長席に移動をお願いいたします。

○徳田会長

ただいま皆様の信任により協議会の会長に就任をいたしました徳田でございます。会議に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。鎌ヶ谷市の国民健康保険を見ますと、ここ数年、社会保険や後期高齢者医療制度へ移行する方が増加し、年々被保険者が減少しているとのことです。またこの影響によりまして、保険料収入が減る中、高齢化、新薬の開発等による医療の進歩により、1人当たりの医療費は年々増加をしていると聞いております。国民健康保険全体の厳しい財政状況については、依然変わらないものと考えておりますので、我々もそれぞれの立場から、意見を出し合い国保事業の円滑化と、発展に努めていかなければと考えております。簡単ではございますけれども、本日も皆様のご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは議題に入りたいと思います。諮問書がきていると思いますので、諮問書をお願いいたします。

○矢島課長

はい。諮問書をお渡しいたします。

○徳田会長

それでは議題に入りたいと思います。議題1 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正については、市長より、当協議会に諮問されました事項となります。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○木村副主幹

はい。それでは、市長から諮問のありました、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。1の保険料の賦課限度額の引き上げと、2の保険料の5割2割軽減判定基準所得の改正につきましては、被用者保険との保険料負担の公平性を確保することや、景気動向を踏まえ、令和5年度税制改正大綱を受け、令和5年2月1日付けで、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによるものです。それでは、お手元の資料に沿ってご説明いたします。1、保険料の賦課限度額の引き上げについてご説明いたします。保険料の賦課限度額につきまして、加入者に負担していただく保険料は所得等に基づき賦課されておりますが、医療機関等の受診での給付につきましては、所得にかかわらず、一定であることから、所得が多い加入者でも、賦課額が過度に高くないよう、国保法施行令に基づき、条例により、賦課限度額が設定されております。現在国では、被用者保険で標準報酬月額

の最高等級に該当する被保険者の割合を、0.5パーセントから1.5パーセントの間とするよう、法定されているルールのうち、1.5パーセントの水準を、国民健康保険についても、平成27年度以降は、限度額の超過世帯割合を1.5パーセントに近づけるよう、段階的に引き上げる運用上のルールが、設けられております。そのため、国民健康保険料に含まれる医療分となる基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分を改正し、賦課限度額を20万円から2万円引き上げ22万円とするものです。これに、据え置きとなる基礎賦課分65万円、介護納付金分17万円を合計した総額は104万円となります。なお、介護納付金分につきましては、40歳から64歳の方のみ賦課される保険料となります。また、この引き上げによる保険料への影響ですが、令和5年度当初加入世帯見込みで193世帯が賦課限度額を超える世帯となり、世帯数では43世帯減少しますが、2万円の増額に伴い、約422万円の収入増が見込まれます。続いて2、保険料の5割2割軽減基準所得の改正についてご説明いたします。保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3段階があります。今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減については、28万5000円から29万円に、2割軽減については、52万円から53万5000円に、引き上げる改正となります。これは物価上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が、縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して、決めております。なお、この改正による保険料への影響額ですが、令和5年度当初加入世帯見込みで82世帯が増加することになり、金額で約170万円程度の減額となります。続いて2ページをご覧ください。3、出産育児一時金の引き上げについてご説明いたします。出産費用が増加する中、子育て世帯の負担を軽減するため、子供が生まれたときに支給される出産育児一時金について、令和5年度の支給額を、現行の42万円から、8万円引き上げ50万円とするものです。なお、この引き上げによる影響額につきましては、令和3年度における出産育児一時金支給状況を参考としまして、約513万円の支出を見込んでおります。続いて4、扶養義務者のいない児童福祉施設入所者の適用除外についてご説明いたします。現在、児童福祉施設に入所中の扶養義務者のいない児童につきましては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づき、国民健康保険の被保険者としないとされていますが、本市の条例で、国民健康保険の適用除外となるように、規定されていないため、条例の一部改正を行うものであります。以上4点となり、今回の条例改正の施行年月日は令和5年4月1日を予定しております。以上で諮問事項の内容についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳田会長

はい、どうもありがとうございました。ただいま4件についての改正の説明がございました。何か質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員

3番の出産育児一時金の引き上げについて、影響額が513万円となっておりますけ

れど、これはどのような形で支出されるものですか。後期高齢者の保険で、ということも聞いてますけれど、いかがですか。

○徳田会長

はい、事務局。どなたか。

○木村副主幹

はい。金額の根拠につきましては令和3年度の実績に基づいて計算したものとなっております。参考までに、令和3年度につきましては、64件の申請の実績がありました。以上です。

○鈴木委員

この513万円の支出は令和3年度のことでしょうか。それとも令和5年の4月1日からの支出を見込んでいるということでしょうか。

○木村副主幹

はい。こちらの金額につきましては、令和5年度の増額見込みとなります。影響額につきましてはの金額となります。

○阿部委員

2番の、保険料の5割2割軽減判定基準所得の改正ですが、参考のところ、加入世帯に占める割合を3つ合わせると50パーセントを超えるような感じですが、半分ぐらいが軽減の対象になるということでしょうか。

○渡邊主査

そうです。実際、国民健康保険に加入されている方は、低所得の方も数多くいらっしゃいますので、この表のとおり、軽減を受けている世帯数というのは、半数を超えているような状況にあります。

○阿部委員

わかりました。

○徳田会長

質問がなければ、議題2、令和5年度国民健康保険特別会計予算案について、事務局から説明をお願いいたします。

○木村副主幹

はい。3ページ、議題2、令和5年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案をご覧ください。総額は109億1200万円で、前年度より3億600万円の増額で、対前年比2.9パーセントの増となっております。令和5年度の歳入について説明させていた

だきます。上の表をご覧ください。まず、1の保険料の予算としまして、約19億5000万円を予定しており、昨年度と比較すると、約700万円の減額となっております。この減額につきましては、昨年の9月末の被保険者数2万2202人に対して、直近の減少率などから、今年9月末の被保険者数を2万1519人と、約700人減少すると見込んだことによるものです。次に、2の県支出金についてですが、約78億3000万円を予定しており、昨年度に比べ、約1億7000万円の増額となっております。主なものとしましては、県の普通調整交付金で、これは歳出の2の保険給付費で、医療機関へ市が払います保険給付費相当額が、交付されるもので、医療費の増加により、保険給付費が増額となることが予想されるため、交付金も増加するものです。3の繰入金につきましては、保険料の減少等による歳入の不足分を基金からの繰入金で、対応するとしたため、増額となったものです。次に、歳出についてですが、3ページ真ん中の表をご覧ください。まず2の保険給付費については、約1億5000万円の増額となっております。これにつきましては、1人当たりの医療費が引き続き増加していくことを見込んだものです。次に、3の事業費納付金についても、約1億5000万円の増額となっております。この事業費納付金は、県が千葉県全体で国保事業に必要な費用を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて、納付金の振り分けをしており、鎌ケ谷市が県へ納付するものとなります。この千葉県より示された納付金につきましては、鎌ケ谷市の激変緩和措置がなくなったこと。医療費の増加が見込まれることで増額となったものです。4の保健事業費につきましては、前年度より約150万円の増額となっておりますが、主な要因としましては、職員の育児休暇取得に伴い、代替職員の人件費が必要となり、増額になったものです。令和5年度予算の主な内容の説明につきましては以上となりますが、予算の詳細につきましては、5ページにありますので、後程ご確認ください。また、令和3年度決算につきましては、概要が4ページ、詳細が6ページとなりますので、一緒にご確認いただければと思います。以上で、令和5年度鎌ケ谷市国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。

○徳田会長

ただいま説明がございましたけども、何か質問等はございますか。

○徳田会長

ひとつ伺っていていいですか。3年度の支出に基金共同事業拠出金がありますが、5年度の歳出予算の中には含まれていません。これはどういうことでしょうか。4ページの3年度に基金積立金がありますが、3ページの歳出予算の中には、項目がございません。これは何かありますか。

○木村副主幹

はい。お答えします。基金に積む残高がないということによるものとなります。

○徳田会長

残高がないということですか。

○木村副主幹

はい、そのとおりです。

○徳田会長

わかりました。その他何かございますか。よろしいですか。なければ、議題3、令和5年度国民健康保険事業計画案について事務局から説明をお願いいたします。

○木村副主幹

はい。それでは7ページ、議題3、令和5年度鎌ケ谷市国民健康保険事業計画案について、ご説明いたします。この事業計画は、国保運営を健全化するために、重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は4点ございます。7ページ下から8行目、2の対応方法でご説明いたします。まず(1)、適用適正化の推進として、国保を脱退する手続きをとっていない方への勧奨や、社会保険の扶養に該当しないかなど、資格の確認を引き続き行ってまいります。次に8ページ、(2)医療費適正化対策の推進として、医療機関からの請求書である、レセプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。また、柔道整復の受診を長期利用している方へのアンケートを行い、慢性疾患で受診していないかなどの点検をしてまいります。次に9ページの(3)収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し、短期被保険者証の交付を行い、面談の機会を確保し、継続的な納付を勧奨するとともに、休日夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また、悪質滞納者に対しては、差し押さえを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めてまいります。また、クレジットカードやLine Payなどの電子マネーによる収納を開始しておりますが、納付しやすい環境を整え、保険料の確保に努めてまいります。

あわせて、口座振替キャンペーン等を実施し、納め忘れのない口座振替のさらなる加入率向上を図ります。同じく9ページの(4)保健事業の推進では、データヘルス計画第2期に沿って、前年度に実施した方と、40歳で初めて対象となった方の自己負担を500円に軽減するワンコイン受診や、人間ドック受検者のデータ取り込みなどを引き続き行います。健診未受診者への働きかけにつきましては、被保険者の特定健康診査の、受診状況等をAIにて分析し、より被保険者の健康意識に合ったメッセージのはがき送付や電話、訪問による受診勧奨を実施し、受診率向上を目指してまいります。また40歳からの特定健康診査では、すでに医療受診が必要な検査数値となっている被保険者もいることから、検診受診の機会を得られる年齢を5歳引き下げ、35歳から若年集団健康診査を実施し、より早期からの生活習慣病予防と健康づくりを支援してまいります。

なお、令和5年度は、データヘルス計画第二期の最終年度となるため、評価を行い、令和6年度から令和11年度の第3期計画を策定いたします。12ページの後ろに、実施時期等を明記しました計画表を掲載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上で令和5年度、鎌ケ谷市国民健康保険事業計画案についての説明を終わります。

○徳田会長

はい、ありがとうございます。ただいま説明がございましたけども、何か質問等はございますか。

○阿部委員

健康保険協会の千葉支部でも被用者保険と大体同じ立場という形になりますので、事業計画も同じような感じで、取り組みが似たような部分が結構あるところがございます。その中で8ページのジェネリックの関係ですが、ジェネリックの利用促進の取組はしていますが、そのジェネリック医薬品そのものの供給量が厳しい状況というふうに聞いており、引き続き利用促進をやるということになってはいますが、そこで利用促進をしたとしても、もともとその薬局にその薬自体がないというようなクレームが薬局さんの方からあったりします。なので、国保さんの方で何か今のそういう状況の中で工夫されてる点等、何か参考になることがあればちょっとお聞かせいただきたいなと思ひましてご質問させていただきます。

○徳田会長

事務局へ説明をお願いします。

○木村副主幹

こちらで実際に行っていることにつきましては国保加入時におけるカード、シールの配布、あと広報の掲載等で周知を継続して図っているというところでございます。

○徳田会長

よろしいですか。その他何かありますか。

○山田委員

はい。5番の、人間ドック等助成事業のことですが、これは、1人大体いくらかの目安なのでしょう。現実人間ドックに行くと、1万円や2万円では済まないのその点をどう考えていますか。

○高瀬主幹

はい、事務局の方からご説明させていただきます。人間ドックの助成事業につきましては、現在かかった自己負担額の2分の1で、1万5000円までを上限としてお支払いしております。

実際に医療機関で人間ドックは、1万5000円では受けられないということですが、人間ドック助成事業を開始した経緯が、人間ドックを受けたいので、特定健診は受けないという方が多く、国民健康保険の特定健康診査受診率が上がらないというところが、問題でございました。特定健診の代わりに、人間ドック費用を助成をすることで、その結果を鎌ヶ谷市の特定健診の方に反映させることができるため、特定健康診査の費用最大額が約1万5000円であることから、同金額の助成を開始したのになります。

○山田委員

ありがとうございました。

○徳田会長

はい。その他よろしいですか。特定健康診査の総合判定で医師の再診が必要とかそういう判定がありますよね。こういう方に対しては電話とか訪問で、通知をなさってるんですか。

○高瀬主幹

はい、お答えいたします。まず、健康診査を受けていただいたときに、医療機関から、その年度の結果をお返ししております。要精査や要治療がある方には、次にもう一度検査をしましょうというように先生方からお声をかけていただいております。また、医療機関の結果が市町村に報告された後に、市から、3年間の経過をまとめた結果表を皆様にお送りしてまして、その中で、受診勧奨値とって、医療として治療が必要かどうかのご相談が必要な値が出ている方につきましては、医療の受診をしていただくようご案内を差し上げております。それは電話であったり、個別の訪問であったり、その方の数値の高い割合によって対応を変えて実施しておるところです。

○徳田会長

はい。どうぞ。

○宇野委員

まず特定健診の受診のことですが、1度も受けてらっしゃらない方とか10年ぐらい受けてらっしゃらない方に、なぜ受けないんですかってお聞きすると、一番多い答えが、私はどこも悪くないので健診は受けませんっていう答えが一番多いです。

あともう一つは、受けて悪いところがわかったら怖いから受けませんっていう答えが2番目に多いです。その辺を何とかできないかなと思っております。

○徳田会長

広報などで、特定健診の勧奨について、今おっしゃったような方がいるわけですから、徹底するなど、何かできますでしょうか。

○高瀬主幹

はい。特定健診の受診率につきましては、今後、上昇のために、広報で、もう少し大きく必要性等のメッセージを送りたいと考えております。また、はがきでの受診勧奨の内容ですが、早期に病気を見つけて、治療することが、経済的にもメリットになることがあるというようなことを説明しております。また、受診状況をAIで分析した際に、健康に自信があって、受けていないと思われる方は、数年に1度受診する方が多いことから、毎年特定健診を受けていただいて、数値の変化を見ていただくことも大事ですよというメッセージを、はがきでお伝えしているところです。

○徳田会長

何かその他ございますか。

○川村委員

川村です。収納率の向上推進の中で、今現在の滞納者の方というのは何パーセントぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、滞納している部分で本来であれば入るべきお金の金額に関しまして大体いくらぐらい徴収ができていないというような状況なのですか。参考までにちょっとお聞きしたいです。数字がわかれば教えてください。

○吉川副主幹

お答えします。昨年度の滞納世帯数としましては、国保加入世帯数が1万5000世帯に対して1600世帯ぐらいの、滞納世帯がありました。それは昨年度例えば1期だけ納め忘れがあるという方も含めての数字になります。

続いて、滞納の金額につきましてですけれども、昨年度の実績で申し上げますと、繰り越した金額が約3億1900万円になっております。

○川村委員

ありがとうございます。すごい額ですね。それがちゃんと入っていれば、もっと国保財政も、多少違うのかなと思うのですが。

○吉川副主幹

滞納を減らす努力をして、収納率の方も昨年度94パーセントに近い数字になりました。2～3年前と比べると1から2ポイント上昇しております。

○川村委員

もうきっと皆さん努力をして、訪問されたりとか、差し押さえたことが書いてあり、努力してることは十分わかりました。ありがとうございました。

○徳田会長

その他何かありますか。健康教育事業で、自動血圧計の利用案内と載っていますが、公民館とか、そういうところに設置するというのは、予算的に無理なのでしょうか。

○高瀬主幹

この健康教育事業における自動血圧計は、市役所の入口近くに設置したのですが、公民館によってはすでに自動血圧計が設置されているところもいくつか見かけております。すべての公民館に設置があるかというところは調査できておりませんが、もし設置できていないところがあれば、そういったところに、設置する必要があるのか検討させていただきます。ありがとうございます。

○徳田会長

その他何かありますか。はい。どうぞ。

○阿部委員

特定健診の関係にちょっと戻ってしまって申し訳ないんですが10ページのところ、ワンコイン受診みたいところが書いてありますが、対象者の初めての方と継続してる方だけが500円ということでしょうか。

○高瀬主幹

はい、そうです。特定健診の継続的な受診を促すために、前の年受けた方は翌年も500円になるという取り組みと、初めて特定健診を受ける40歳の方は、より節目として意識していただけるように、そのように周知しております。

○阿部委員

特定健診の受診機会を増やしたいということで協会けんぽも、取組をしております。健診のあとに保健指導を当日、そのままその場でやる機会を増やすなどいろいろ工夫はしています。やはり、やっていることを目にする機会がなくて、知らないという方に知ってもらうために、工夫しているところであります。国民健康保険と協会けんぽのやっつてるもので、例えば一緒に開催したり、ご協力できるようなものがあれば、非常にありがたいところです。

あともうひとつ、保険料の関係でクレジットカードとかLine Payとかいろんな納付手段の環境を整えてと書いてありますが、これに変えることで、例えば、収納率が上がったとか何かそういう、実際に数字として出るものなのか、ちょっと個人的に気になりまして聞きたいと思います。

○吉川副主幹

それではお答えします。特に統計を取ってるわけではないのですが、払いやすいということで、コンビニ納付しての方が、電子マネーでの納付をしたりクレジットカード納付をしたりというのに移っているような印象を受けてます。

○徳田会長

よろしいですか。そのほかに何かありますか。はい。どうぞ。

○今村委員

特定健診に関するかなと思うのですが、がん検診、ちょっと個人的な質問になってしまいかもしれませんが、がん検診とかそういうのを私は主婦であったので、あまり特別な検診を受けるということがないので、随分利用させていただいていますが、今回、がん検診の中で、胃のバリウムでなくて、胃カメラをというご案内が市の方からきていますが、まだ申し込みに期日があるので、どんなものなんだろう、市の方では、個別でという形になってるので、そういうふうにだんだん移行されてくるのか、そういっ

た時の負担金はどういうふうになるのか本当に個人的ですけれども、疑問に思いました。

○高瀬主幹

大変申し訳ありませんが、がん検診事業は、保険年金課ではなく、健康増進課で実施しております。今後、がん検診につきましては健康増進課が集団検診でやってきたものを、今後、個別検診化していくのかというところは、この場ではお答えができないことをご了解ください。

○今村委員

はい。

○高瀬主幹

特定健診とがん検診を両方受けていただくと、血液検査の内容から内科的な問題と、がんの早期発見ができますので、市民の皆様には、担当課が分かれていても、両方をうまくお使いいただきたいということで、周知してまいりたいと思っております。

○今村委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○徳田会長

何かその他ありますか。特定健診は全体の何パーセントぐらい受診してるんですか。それと、他の病気で病院にかかっていると、健診をやらないって方がいます。病院でやってるから、受けていないとかそういうものの突合はされていますか。

○高瀬主幹

まず一つ目の質問は、健診の受診率ですけれども、実績で申し上げますと、お配りした概要の45ページに、経年の受診率を載せさせていただいております。

令和3年度は、健診対象者1万8126人の方に対して、6344の方が、受診しております。

受診率は35パーセントです。

受診率は29年度から上がってきておりましたが、令和2年に新型コロナウイルスの影響を受け、実施期間を1ヶ月短くしたこと等も影響があり、32.76パーセントに下がりました。令和3年度はやや緩和され、35パーセントまで回復したところです。

もう一つのご質問は、他の病院で、通院していて受けていない方の件ですが、未受診者の方の分析で、医療機関受診中の方が特定健診をなかなか利用していらっしゃらないということで、勧奨はがきを送る時に、治療中の方も対象ですということを改めてご案内を差し上げているところです。

市外にかかりつけの病院がある場合、人間ドックなどをお使いになった場合には、助成することで市に結果登録ができることをご案内したり、病院で特定健診と同じ項目の検査をすべて実施している場合には、結果を提供いただいて、特定健診とみなす手続き

をさせていただいたりしております。

○徳田会長

はい。何かその他ありますか。よろしいですか。なければ議題4、その他ということですが、事務局何かありますでしょうか。

○木村副主幹

はい。議題4につきましては今回特にございませぬ。以上です。

○徳田会長

はい。ありがとうございます。それでは質問がなければ、ちょっと戻ってしまいますが、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○一同

はい。

○徳田会長

ありがとうございます。それからもう一つ、この結果諮問に対する答申書として後日作成をして、市長宛て私から提出いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○一同

はい。

○徳田会長

ありがとうございます。それではこれにて第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。どうもありがとうございました、ご苦労さまでございました。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和5年2月14日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 徳田 訓康